

ハラスメントの防止に関する基本方針

2020年3月

中央倉庫グループ

中央倉庫グループは、次のとおり、職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針を定めます。

1. セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、その他の就業環境を害する言動である職場におけるハラスメントは、個人の尊厳を傷つけ職場秩序や業務の遂行を阻害する不当な行為であり、禁止します。また、職場におけるハラスメントを見逃ごすことも禁止します。
2. 職場におけるハラスメントの内容や対処について、就業規則およびハラスメントの防止に関する規定で定め、職場におけるハラスメントにかかる行為を行った者については、厳正に対処します。
3. 相談窓口を定め、相談窓口の担当者が相談の内容や状況に応じ適切に対処できるようにするなど、職場におけるハラスメントの相談に応じ適切に対応するために必要な体制を整備します。なお、相談窓口においては、職場におけるハラスメントが生じている場合だけでなく、その発生の恐れがある場合や、職場におけるハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、相談対応し、適切な対応を行うよう努めます。
4. 職場におけるハラスメントの相談があった場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認するよう努めます。
5. 事実関係の確認の結果、職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うとともに、行為者に対する措置を適正に行い、また、再発防止に向けた措置を講じるなど適切な対応をします。なお、職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できなかった場合においても、同様の措置を講ずるよう努めます。
6. 職場におけるハラスメントにかかる相談対応にあたっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、相談したことや当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として不利益な取扱いを行ってはならないものとします。